平成29年度　「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧

管理番号	要望事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	所管官庁	根拠法令	≪　所　管　府　省　庁　の　記　入　欄　≫			
						該当法令	制度・業務の現状	措置の概要（対応策）	所管 府省庁
1	落札コストの適正化及び品質の維持・向上	官民競争入札等監理委員会での事業評価を経て終了プロセスに移行した公的統計調査事業において、市場化テスト時には開示されていた実施状況に関する情報が、市場化テストの終了とともに一部の情報が非開示となった案件が見受けられた。過去の実施状況は、新規の応札者にとって、正確に業務のコストを見積もる上で必須のものであり、民間事業者が創意工夫を提案していく上でも欠かせない情報である。終了プロセス移行後も事業が良好に実施されるためには、市場化テスト時の民間競争入札環境が維持されるべきだと考えられる。そこで市場化テストの終了プロセスに移行した事業については、実施府省自らが事業評価を行い、府省内での評価にとどめるのでなく、その結果を官民競争入札等監理委員会に提出し、監理委員会は提出された事業評価の公表をする等、終了プロセス移行事業を評価する仕組みを作って頂きたい。	市場化テスト終了プロセス移行後の事業については、市場化テスト時と同様の民間競争入札環境が維持されるように評価の仕組みを作ることで、落札コストの適正化と品質の維持・向上が期待できるものと思われる。	総務省	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	－	良好な実施結果が得られ、監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されることが期待できると判断されたものが終了プロセスに移行し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととされている。	終了プロセスへ移行した事業については、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととされているが、終了プロセスへの移行後も、市場化テストの趣旨を踏まえ入札・契約を適切に実施する必要があることについて、事業評価の審議にあたり一層明確化されるよう検討を行う。	総務省